

## 長野市災害復興本部会議（令和 2 年 6 月 1 日）

部局名： 企画政策部

## 1 長野市復興支援金（令和 2 年 5 月 21 日施行）

被災地域におけるコミュニティの維持・再生や、災害関連地域の復興及び活性化に向けた活動を支援するため、住民自治協議会に対し、予算の範囲内において支援金を交付するもの

区分	被災地区		建設型仮設住宅設置地区			
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全・安心の再生を目的とする事業</li> <li>生業の再生を目的とする事業</li> <li>にぎわいの再生を目的とする事業</li> <li>コミュニティ機能の維持及び再生を目的とする事業</li> <li>被災地区の活性化を目的とする事業</li> <li>その他復旧及び復興に関する事業</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>東日本台風により被災した者と地区住民との交流を目的とする事業</li> <li>建設型仮設住宅設置地区の活性化を目的とする事業</li> </ul>			
対象者	被災地区住民自治協議会 (長沼・豊野・古里・篠ノ井・松代・若穂)		建設型仮設住宅設置地区住民自治協議会 (第二・若槻・古里)			
交付率	10/10					
限度額 ※	長沼	353 万円	篠ノ井	192 万円	第二（上松東）	14 万円
	豊野	336 万円	松代	117 万円	若槻（昭和の森、若槻団地）	29 万円
	古里	71 万円	若穂	52 万円	古里（駒沢新町）	9 万円

※限度額は、各地区の被災世帯の状況及び建設型仮設住宅戸数に応じて算出

## 2 長野市地域公民館災害復旧支援金（案）（6月補正）

被災した地域公民館の復旧にあたり、地元負担を軽減するため、教育委員会（家庭・地域学びの課）で交付する長野市地域公民館建設等事業補助金（補助率：2/3 限度額：大規模半壊以上 3,600 千円 半壊以下 1,800 千円）の交付を受けた地域公民館を対象に、予算の範囲内で地元負担分に対し支援金を交付するもの

- (1) 補正予算額 45,000 千円（財源内訳：県支出金 45,000 千円）
- (2) 交付対象公民館 17 館（長沼：6 豊野：2 篠ノ井：4 松代：3 若穂：2）
- (3) その他 事業費が 5,400 千円を超える事業については、建築課において見積内容の確認を行う。